

終末期医療に関する要望書

この「要望書」には、私が現在の医学では回復の見込みがない状態になったときや、私に死が迫ったときのための要望が記されています。私は、そのような状態になったときにも、尊厳性を保って人間らしく一生を全うしたいと望んでいます。関係者の皆様が、この世における私の最後の望みを聞き入れて下さいますようお願いいたします。

1) 病名・病状について (希望する番号に○、他のものに×をつける)

1. 自分に詳しく知らせて下さい。
2. 家族にだけ詳しく説明して下さい。
3. <その他> (自分の言葉で)

2) 生命の無意味な引き延ばししか保証できないような治療方法は用いないで下さい。
ただし、痛みがひどい場合は、あらゆる手段を用いて十分な**鎮痛の処置**をして下さい。

3) 私が数カ月にわたっていわゆる**植物状態**に陥ったとき、私の死を無意味に引き延ばさないで下さい。

<本人署名>

(氏名) _____ 印 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生)

(住所) 〒 _____

(電話) _____

(署名年月日) _____ 年 _____ 月 _____ 日

この「要望書」は、私が熟慮の上、精神的に健全な時に作成し、署名したものであるということは、下記の二人の証人が証明して下さいます。

<証人1 >

(氏名) _____ 印 (続柄: _____ 年齢: _____)

(住所) 〒 _____

(電話) _____

(署名年月日) _____ 年 _____ 月 _____ 日

<証人2 >

(氏名) _____ 印 (続柄: _____ 年齢: _____)

(住所) 〒 _____

(電話) _____

(署名年月日) _____ 年 _____ 月 _____ 日



この「要望書」を使用される方へ

- ◇この「要望書」は、「兵庫・生と死を考える会」の会員の希望により「見本」として作成されました。このまま「コピー」して利用することも可能ですし、これを参考にして「手書き」で作成することも可能です。
- ◇「末期状態にある患者の治療行為の中止のためには患者の意思表示が必要である。事前の文書による意思表示は推定的意志として有力な証拠となる」という、1995年3月28日の横浜地裁の判決があります。
- ◇「要望書」は 本人および2人の証人が署名捺印したものを本人が所持し、そのコピーを、家族、友人等に預けておき、必要なときに関係者に提示していただくようお願いしておきます。
- ◇「要望書」作成の大きな目的は、自分の希望を家族等に正しく伝えておくことですので、内容に関してよく話し合っておくことが大切です。そのためにも、「証人」は家族等に依頼することが勧められます。
- ◇「要望書」はいつでも破棄・再作成でき、最新のものが効力を持ちます。

兵庫・生と死を考える会

657-0066

神戸市灘区篠原中町2-1-29-107

TEL & FAX : 078-805-5306

E-mail : seitoshi@portnet.ne.jp

URL : <http://www.portnet.ne.jp/~seitoshi/>

(事務所は祝祭日以外の火・水・金曜日の10:00~16:00に開いております)